

守谷市立小中学校適正配置基本方針(案)

令和6年●月

守谷市教育委員会

目次

I. 基本方針の策定にあたって	1
1. 方針策定の目的	1
2. 方針の期間	1
3. 基本方針の位置づけ	1
II. 学校を取り巻く現状と課題	2
1. 児童生徒数・学級数の動向	2
(1) 人口の推移と将来推計	2
(2) 児童生徒数の推移と将来推計	3
2. 学校規模の現状と推移	4
3. 学校施設の状況	5
III. 適正規模・適正配置基本方針	8
1. 方針実現のための基準	8
(1) 適正な学校規模	8
(2) 通学距離の目安	12
2. 学校規模の適正化方策	13
(1) 基本的な考え方	13
(2) 適正配置を検討する時期	13
(3) 適正規模に近づけるための対応策	14
(4) 適正配置の実施に向けて	15
3. 地区別の具体的な検討（中学校区別）	エラー! ブックマークが定義されていません。
(1) 守谷中学校区	17
(2) 愛宕中学校区	18
(3) 御所ヶ丘中学校区	19
(4) けやき台中学校区	20
IV. 推進に向けて	21
1. 今後の検討の進め方	21
2. 推進方法と体制	21
3. 留意事項	21

I. 基本方針の策定にあたって

1. 方針策定の目的

本市は県南地区に位置し、旧日本住宅公団等による宅地開発の影響で、昭和 50 年代からこれまで人口は増加傾向にあり、必要な教室の確保のために多くの学校施設を整備してきました。

近年は特に、つくばエクスプレスの開業を背景に守谷駅周辺の住宅開発が進み、過大規模校が出現する一方、少子化により児童生徒数の減少が進んでいる地区も発生している状況です。

本方針は、「子どもたちにとって望ましい教育環境を確保する」という観点で、小中学校の適正規模を設定するとともに、「適正規模（子どもたちにとって望ましい環境）の学校を、市全体で中長期的に持続させる」ことを目的として策定します。

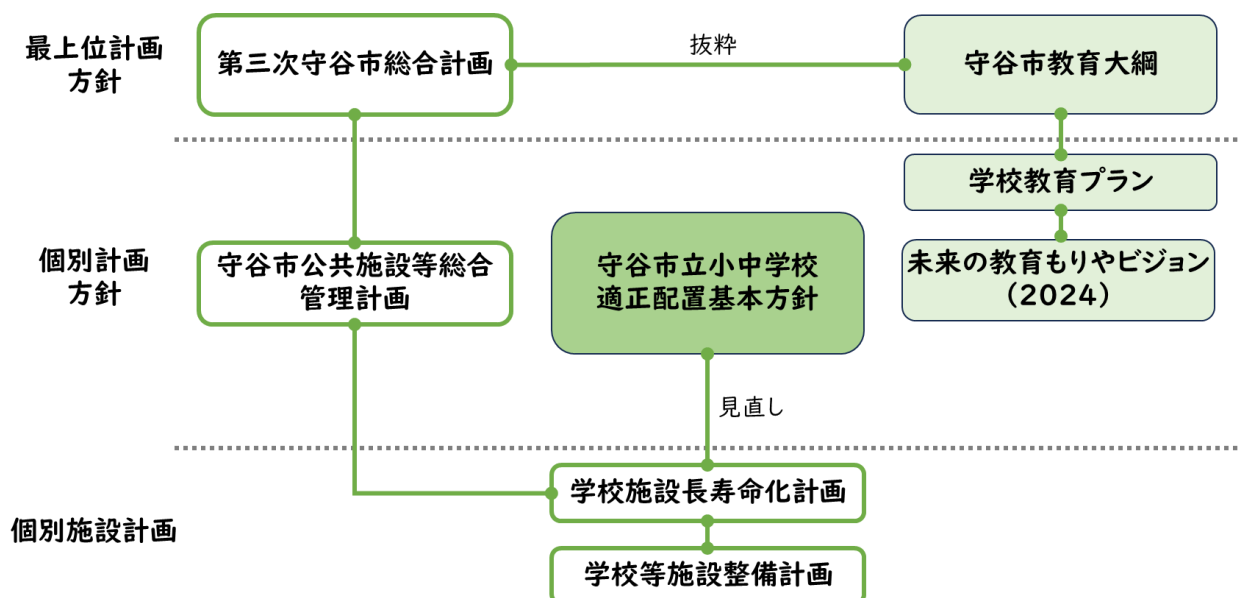
2. 方針の期間

本方針の期間は令和 7 年度から令和 16 年度までの 10 年間とします。なお、教育制度の変更や社会情勢の変化、児童生徒数推計の推移などに的確に対応していくため、5 年毎に計画の見直しを行うこととします。

3. 基本方針の位置づけ

本方針は、守谷市の目標を実現するための基本的な方向性を示す「守谷市教育大綱」や「学校教育プラン」、分野横断的に施設面における基本的な取組みの方向性を示す「守谷市公共施設等総合管理計画」、学校施設の整備計画である「学校施設等長寿命化計画」などと整合を図り、策定しています。

■本方針の位置づけ



II. 学校を取り巻く現状と課題

1. 児童生徒数・学級数の動向

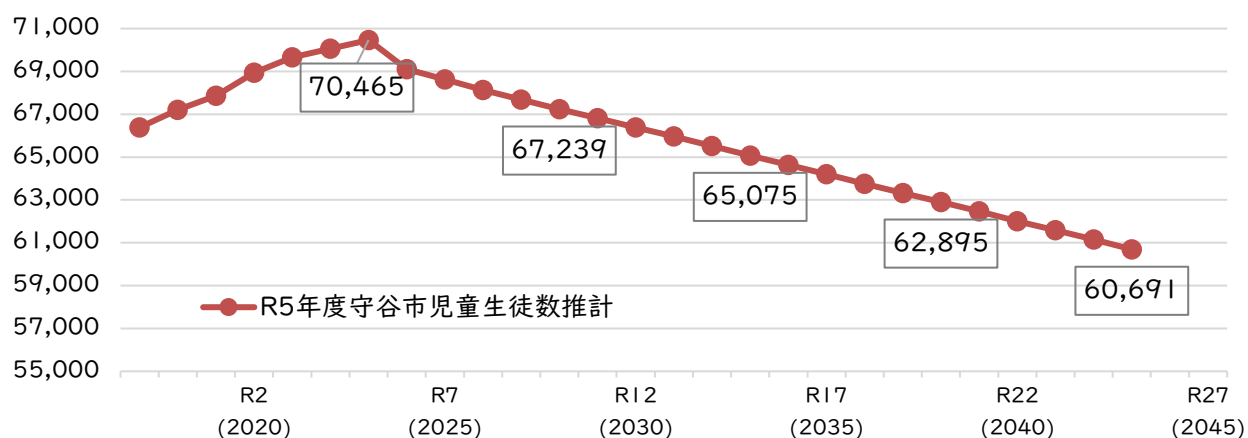
(1) 人口の推移と将来推計

本市では、つくばエクスプレス開業や松並青葉土地区画整理事業に伴う分譲住宅・マンションの集中的な供給増加等による人口増加基調が続いています。

令和5年度守谷市児童生徒数推計における将来人口推計では、守谷市の総人口は令和6(2024)年度に70,465人のピーク人口となり、その後は減少に転じ、令和25(2045)年度時点で68,178人に減少することが予想されています。

なお、令和2年度国勢調査実績等を基に独自に将来人口推計を行った第三次守谷市総合計画「人口ビジョン」においては、令和12(2030)年にピーク人口70,731人となった後、減少傾向に転じると予想していますが、これは様々な戦略展開効果を見込んだ数値となっています。本方針では校区毎の推移をおさえる必要があるため、校区を構成する行政区単位で推計を行った教育委員会独自の「守谷市児童生徒数推計」を基礎資料としていきます。

■守谷市の総人口の推移と将来推計



出典:令和5年度守谷市児童生徒数推計業務(令和5年9月)

令和5年度守谷市児童生徒数推計は令和5年5月1日時点の住民基本台帳人口が基準推計値には、令和5年度時点で確定している以下開発地区(済地区も含む)を含めて算出しています
新守谷駅周辺地区、御所ヶ丘4丁目、中央2丁目、中央4丁目、松並青葉地区、本町地区

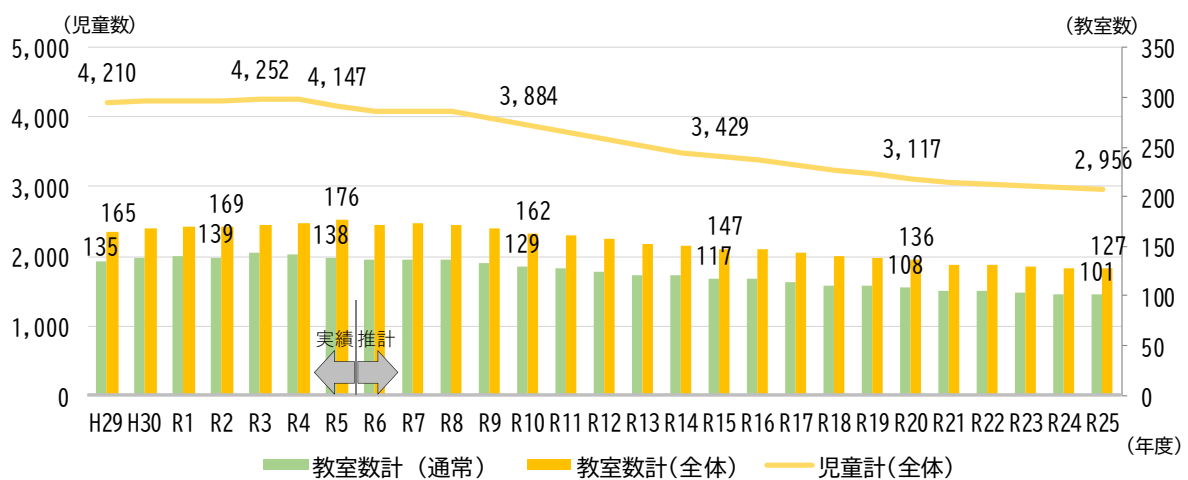
(2) 児童生徒数の推移と将来推計

市立小学校の児童数は近年横ばいで推移していましたが、令和 3(2021)年度の 4,252 人をピークに減少に転じており、令和 5(2023)年度では 4,147 人となっています。推計では、10 年後の令和 15(2033)年度で 3,429 人と令和 5(2023)年度比で約 17%減少する見込みとなっています。

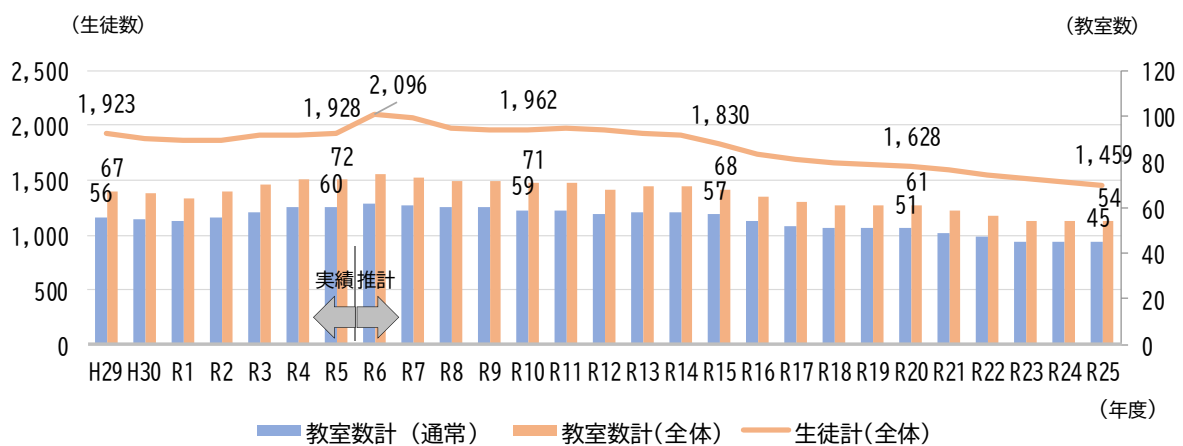
中学校の生徒数は微増傾向にあり、令和 5(2023)年度では 1,928 人となっています。推計では、令和 6(2024)年度に 2,096 人となった後に減少に転じ、10 年後の令和 15(2033)年度には 1,830 人と、令和 5(2023)年度比で約 5%減少する見込みとなっています。

■児童生徒数及び学級数の推移と将来推計

【将来人口推計(児童数・教室数の推移)-市全体(小学校)】



【将来人口推計(児童数・教室数の推移)-市全体(中学校)】

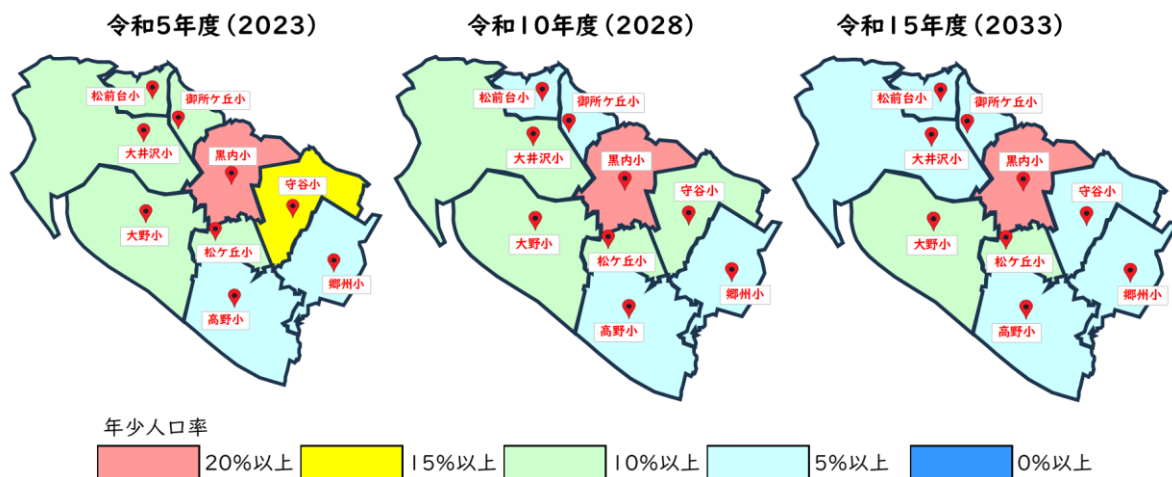


出典:「令和 5 年度守谷市児童生徒数推計業務」報告書

2. 学校規模の現状と推移

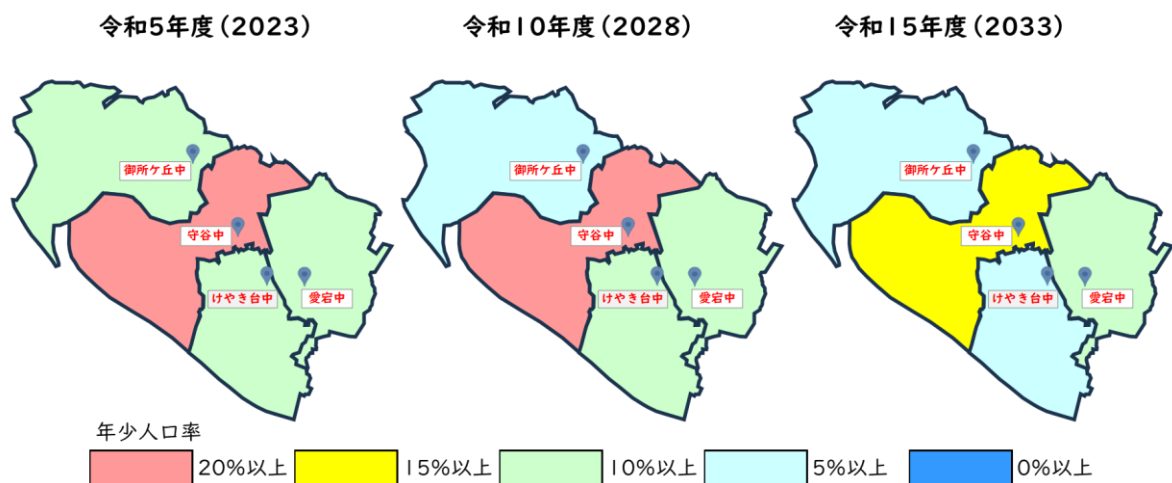
■小学校区ごとの年少人口（0歳から14歳）割合の推移

年少人口はしばらく、全小学校で減少するため、年少人口割合は郷州小学校以外の全ての小学校区で低下し、令和15（2033）年度には黒内小学校区、松ヶ丘小学校区、大野小学校区以外は全て10%未満となる見込みとなっています。



■中学校区ごとの年少人口（0歳から14歳）割合の推移

年少人口はしばらく、守谷中学校区を除く全ての中学校区で減少する見込みです。10年後の、令和15（2033）年度には守谷中学校区が19.3%、愛宕中学校区が10.6%、けやき台中学校区が9.3%、御所ヶ丘中学校区が9.0%にまで低下する見込みとなっています。



3. 学校施設の状況

本市では、令和 6（2024）年 2 月に改訂した「守谷市公共施設等総合管理計画」等においては、社会構造の変化に応じた公共施設の計画的な更新・統廃合・長寿命化の検討や、維持管理に係るコストについて負担の軽減・平準化を図り、最適な配置を実現していくことを目指しており、学校施設においても、公共施設管理の視点と整合を図り、適正化を進める必要があります。

老朽化や耐震化対策のため、建替えを行った守谷中学校（平成 17（2005）年度）及び守谷小学校（平成 24（2012）年度）以外は、建築後 30 年以上が経過しています（平均経過年数 39 年）。

今後、多くの施設で経年劣化等に対応する改修・更新費用が必要となりますが、将来的には人口減少や少子高齢化の進展による収入減が予想されています。

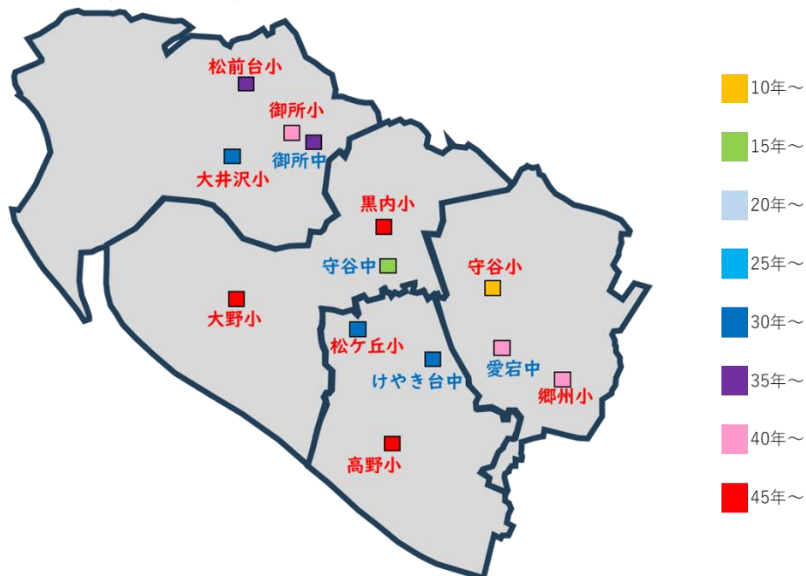
このため、学校施設長寿命化計画に基づいて順次改修工事を行い、既存施設を安心・安全な教育の場、地域コミュニティの核として、築 80 年まで使用できるよう維持していく方針となっています。

■学校教育系施設の一覧

番号	施設名	建築年度	経過年数	延べ床面積（㎡）	大規模改修完了予定年度
1	高野小学校	昭和 52 年	46	6648.29	令和 10 年改修予定
2	大野小学校	昭和 53 年	45	3432.25	令和 14 年改修予定
3	黒内小学校	昭和 54 年	44	9158.66	令和 20 年改修予定
4	御所ヶ丘小学校	昭和 57 年	41	5523.78	令和 2 年改修完了
5	郷州小学校	昭和 58 年	40	6739.87	令和 3 年改修完了
6	愛宕中学校	昭和 58 年	40	8333.79	平成 27 年度改修完了
7	御所ヶ丘中学校	昭和 60 年	38	8151.26	令和 6 年改修完了予定
8	松前台小学校	平成元年	34	6031.59	令和 10 年改修予定
9	けやき台中学校	平成 3 年	32	7985.02	令和 7 年改修完了予定
10	松ヶ丘小学校	平成 5 年	30	6755.59	令和 8 年改修予定
11	大井沢小学校	平成 6 年	29	6756.44	令和 12 年改修予定
12	守谷中学校	平成 17 年	18	11288.88	令和 15 年改修予定
13	守谷小学校	平成 24 年	11	8533.59	令和 19 年改修予定
14	学校給食センター	令和 3 年	2	4162.10	令和 4 年改築完了

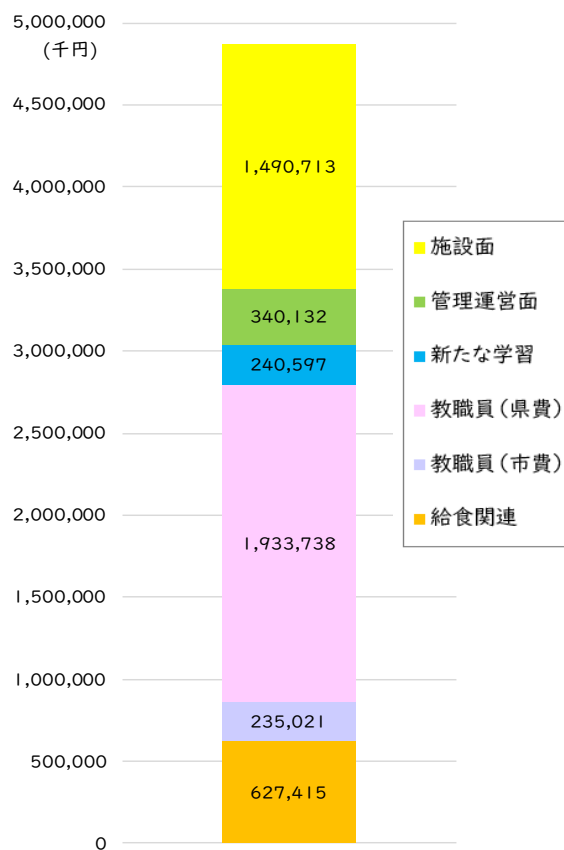
出典：守谷市公共施設等総合管理計画（令和 6 年 2 月改定）

■学校施設の現状（経過年数）



■学校施設維持に係るコスト(平成 26 年度～令和 5 年度)

施設面	更新・改修費	工事請負費		遊具撤去、教室改修工事
		建築費		校舎・体育館改修工事
		債務償還費		
		土地建物賃借料		
	維持管理	需用費	消耗品費、修繕料	照明器具取替修繕、フェンス修繕、床張替修繕等
		役務費	手数料	駆除手数料 等
		委託料等		エレベーター保守点検、警備業務委託等
管理運営面	光熱水費			
	学校運営費	需用費	消耗品費 等	一般消耗品
			印刷製本費	写真冊子作成業務、印刷製本業務
		役務費	通信運搬費	電話料金、FAX、切手代等
		委託料		健診委託料
		使用料		デジタル印刷機リース料等
		備品購入費 等		教材、事務用備品、図書館図書、机椅子等
		負担金		
	教育振興、教育支援事業	委託料、使用料等		外国語教育推進(ALT、オンライン学習)
		補助金等		英語検定補助、就学援助、特別支援教育就学奨励費、大会補助金等
新たな学習	ICT推進事業	需用費		
		役務費		インターネット接続料
		委託料		授業支援システム、GIGAスクール支援 等
		賃借料		コンピュータ賃借料 等
		備品購入費 等		校務用パソコン、タブレット等
教職員	県費			校長、教頭、教諭、非常勤、事務等
	市費	報酬 等		学校医、会計年度任用職員、教科担任、部活動指導員
給食関連				



○10 年間(H26～R5)の1校当たり年間維持管理コスト

374,432 千円／年・校

※小学校 371,475 千円／年・校

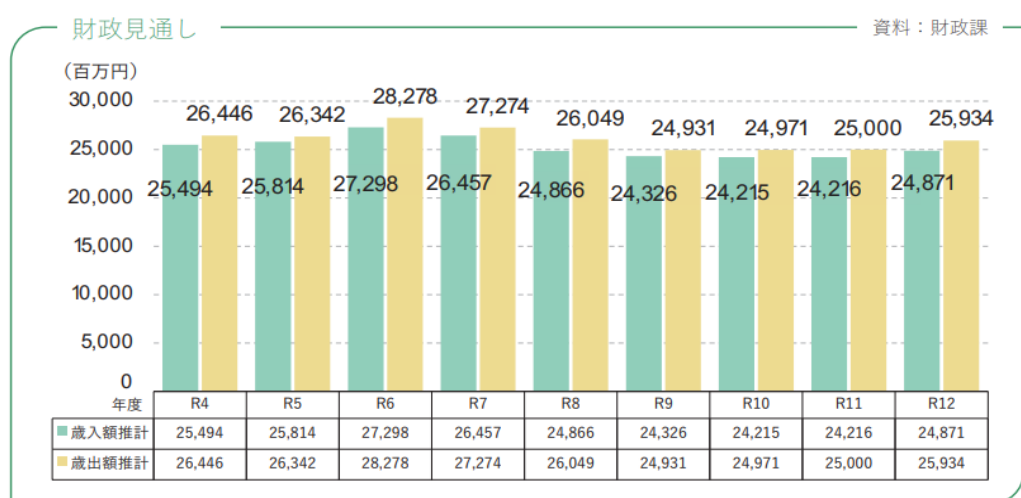
※中学校 381,085 千円／年・校

○令和 6 年度当初予算

13校合計 4,867,616 千円／年

※一般会計歳出予算に占める割合 14.4%

■市の財政見通し



出典:第三次守谷市総合計画

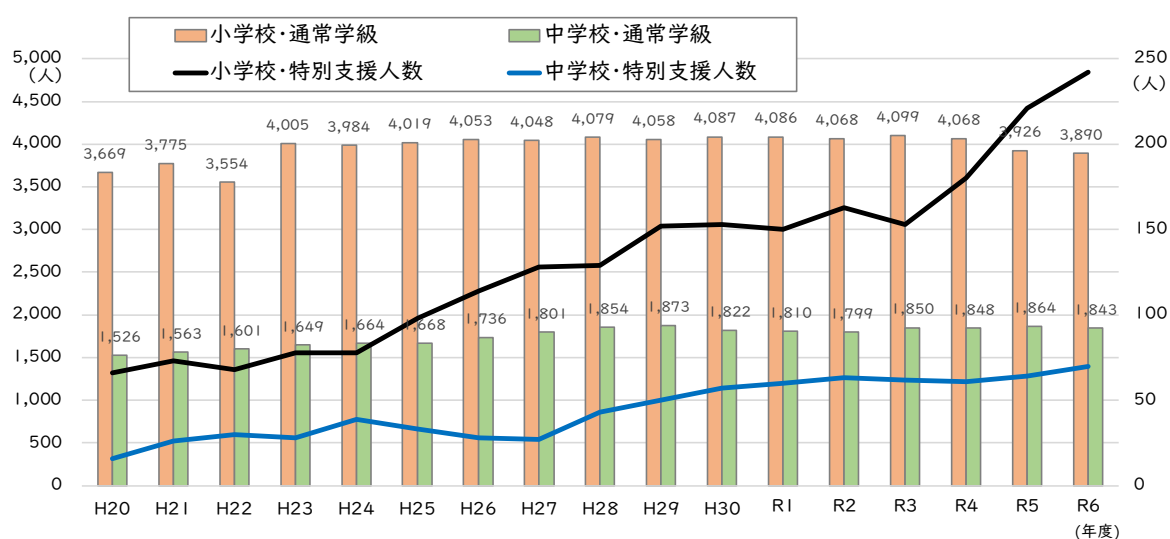
5. 特別支援教育の現状と課題

全国的に、児童生徒数が減少を続ける中、特別な支援を要する児童生徒数は増え続けています。これは、医療の発達や障害・特別支援教育に対する理解の深まり、インクルーシブ教育システムの推進などが背景として考えられると言われています。

特別支援学級は通常学級と比べて1学級の定員が少ないため、教室や教職員の確保に大きな影響がありますが、特別な支援を要する児童生徒の将来推計は難しい面があります。

本市においても、近年は増加傾向となっており、特に小学校においてその傾向が顕著です。これまでの推移からは、今後も増加傾向が続くことが考えられますので、教室数の確保のほか、学校施設のバリアフリー対策などについて、十分な検証と対応が必要となってきます。

■ 守谷市における児童生徒数の推移



III. 適正規模・適正配置基本方針

1. 方針実現のための基準

(1) 適正な学校規模

① 国の基準

学校規模の基準は、法令上（「学校教育法施行規則」、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」）小・中学校ともに「12 学級以上 18 学級以下」が基準とされています。

また、国の手引きでは学級数の考え方として、小学校では全学年でクラス替えが可能な 12 学級以上、中学校では教科担任による学習指導を実施するため、少なくとも 9 学級以上を確保することが望ましいとしています。

なお、法令では、学校規模の基準は「特別の事情があるときはこの限りではない」とされている弾力的なものであり、国の手引きでは「それぞれの地域の実情に応じた最適な学校教育の在り方や学校規模を主体的に検討すること」が求められています。

学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）

第 41 条 小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

（同省令 79 条により中学校に準用）

■ 国による学校規模の定義

	11	12	18	19	24	25	30	31	(学級)
小学校			標準規模				大規模	過大規模	
中学校			標準規模				大規模	過大規模	
	11	12	18	19	24	25	30	31	(学級)

② 学校規模別の特性

学校規模別の特性について、国の資料や教職員へのヒアリング、市民アンケート結果等から学習・生活・運営の面別に整理しました。

	小規模化	
	メリット	デメリット
学習面	○児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 ○学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。 ●児童生徒が意見を出しやすい	○学級間の相互啓発がなされにくい。 ○運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。 ○中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。 ○グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りにくい。 ○部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。 ●複式学級となると、異学年で教える内容が異なるため、教えるのが難しい。
生活面	○児童・生徒相互の人間関係が深まりやすい。 ○異学年間の縦の交流が生まれやすい。 ○児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	○●△クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 ○集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ○集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。 ●複式学級となると、学年単位の行事が企画しづらく、学年単体の思い出作りが難しい。
運営面	○全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 ○学校が一体となって活動しやすい。 ○施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。	○経験、教科、特性などの面でバランスのとれた教員配置を行いにくい。 ○学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。 ○教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。 ●複式学級になると担任数が減るため、一人ひとりの校務負担が大きい。
その他	○保護者や地域社会との連携が図りやすい。	○△PTA 活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい。

○：文部科学省「小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会（第8回）配付資料」

●：教職員ヒアリング（他自治体等含む） △：市民アンケート

	大規模化	
	メリット	デメリット
学習面	○運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生じやすい。 ○中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しやすい。 ○グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りやすい。 ○様々な種類の部活動等の設置が可能となり、選択の幅が広がりやすい。 ●保護者の強みを教育課程に生かせる。	○△全教職員による児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。 ○学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくい。 ●学級の足並み（進度等）をそろえるのに時間がかかる。
生活面	○●クラス替えがしやすい。 ○豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい。 ○●切磋琢磨すること等を通じて、社会性や協調性、たくましさ等を育みやすい。 ○学校全体での組織的な指導体制を組みやすい。 ●集団生活に慣れることができる。	○学年内・異学年間の交流が不十分になりやすい。 ●校外学習などの活動の際に制約が生じる。 ●児童生徒の活躍できるチャンスが少なくなる。 ●大人数が苦手な児童生徒にはプレッシャーや圧迫感がある。 ●全校児童・生徒でのイベントが少ない。
運営面	○経験、教科、特性などの面でバランスのとれた教職員配置を行いやすい。 ○●学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いやすい。 ●特に若手の先生にとって相談・指導が受けやすく、横の連携が図られる。 ○●校務分掌を組織的に行きやすい。 ○出張、研修等に参加しやすい。 ●専門教員が多い。	○●教職員相互の連絡調整が図りづらい。 ○●△特別教室や体育館等の施設・設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある。 ●事務処理が多い。 ●パーソナルスペースが少ない。 ●学年会等に時間がかかる。 ●校務分掌の負担が一部職員に偏る傾向がある。
その他	○PTA 活動等において、役割分担により、保護者の負担を分散しやすい。	○保護者や地域社会との連携が難しくなりやすい。

○：文部科学省「小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会（第 8 回） 配付資料」

●：教職員ヒアリング（他自治体等含む） △：市民アンケート

③ 市の基準

本市においては、望ましい学校規模を以下のとおりに設定します。

■望ましい学校規模（学級数）



- 特別支援学級は設置基準が異なることから、適正規模を判断する学級数には含めません。
- 本市では規模に応じた教育活動を展開していることから、適正規模以外の学校を「即不適正」とは位置づけません。

■適正規模の考え方

- 学年単位での行事運営や特別教室の利用状況を考慮し、学校規模の基準は小学校と中学校とで分けて設定します。
- 適正規模の最大ラインについては、市民アンケート結果を参考としつつ、学校運営面から許容範囲と考えられる学級数（小学校 24 学級、中学校 18 学級）とします。
- 適正規模の最小ラインは、全学年でクラス替えのできる規模（小学校 12 学級）とします。かつ、中学校においては免許外指導解消が可能な規模（9 学級）とします。
- 小規模の最小ラインは、小中ともに複式学級が発生しない規模（単学級規模）とします。

(2) 通学距離の目安

① 国の基準

国では、公立小・中学校の通学距離について、小学校ではおおむね 4 km 以内、中学校ではおおむね 6 km 以内という基準を公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として定めています。

② 市の基準

本市においては、各学校の現在の設置状況、通学路の安全性や防犯性、通学時の負担軽減などを考慮し、以下のとおりに設定します。

■ 通学距離の目安

小学校では片道おおむね 2 km 以内、中学校では片道おおむね 4 km 以内とします。

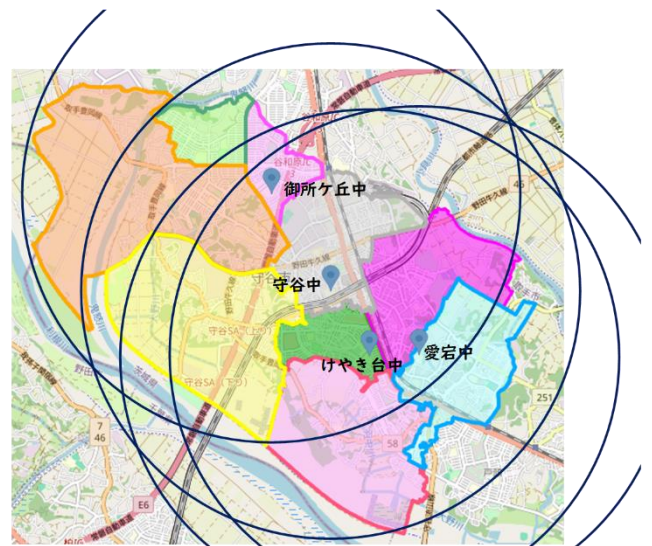
■ 通学距離の考え方

- 市内全域を網羅できる距離、かつ、国の基準以下で設定します（市内全域で 2 km・4 km 以内でいずれかの学校への通学が可能となります）。
- 児童・生徒の身体的な負担軽減に留意し、遠距離となるケースでは、スクールバス等による通学支援など、児童・生徒や保護者の負担軽減に努めます。
- 地域性や通学体制（特に通学路の安全性）などに配慮します。

■ 各小学校半径 2km



■ 各中学校半径 4 km



2. 学校規模の適正化方策

(1) 基本的な考え方

学校規模の適正化方策については、「子どもたちにとって望ましい教育環境をつくる」という視点で具体的な問題解決の検討を進めます。

検討に当たっては、本市の特性や小・中学校区の一体性、地域コミュニティ活動や防災面といった地域性を十分に考慮します。また、学校施設の収容能力や施設整備の状況、学校規模による運営費の是正などについても総合的に検討します。

(2) 適正配置を検討する時期

適切な頻度で児童・生徒数推計を行い、将来の変化を把握する中で、以下の水準が見込まれる際には、将来を見据えた具体的な対応に着手します。

小規模校

10 年後に複式学級が発生し、過小規模校となる水準が見込まれる場合

- 複式学級となる基準（小学校：2 学年で 16 人（1・2 年生の場合は 8 人）、中学校：2 学年で 8 人）に近い児童・生徒数の学年（学級）が複数発生することが見込まれた際には適正規模化を速やかに検討します。

大規模校

【小学校】

10 年後に過大規模校（31 学級以上）となる水準が見込まれる場合

【中学校】

10 年後に過大規模校（25 学級以上）となる水準が見込まれる場合

- 普通学級が大規模校に該当する水準にあり、特別支援教室数を加えると保有教室数の不足が見込まれる際には、適正規模化を速やかに検討します。

(3) 適正規模に近づけるための対応策

適正規模に近づけるための対応策として、一般的に「通学区域の見直し」、「学校選択制」、「統合」、「校舎の増改築」などがあげられます。

■適正規模に近づけるための対応策

通学区域の見直し	通学区域を見直す。 見直しの際には、可能な限り小・中学校の整合を図るものとします。	
学校選択制	①自由選択制	当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
	②ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
	③隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
	④特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの
	⑤特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの
統合	①既存学校を活用	既存の学校が建設されている用地を活用して、複数校を統合し、新設校を設置する。
	②新設統合	新たな用地を確保し、複数校を統合し、新設校を整備する。
	③分離統合	3校以上の統合予定校のうち1校を分割して、他の学校に統合する。
地域の実情を踏まえた工夫	①分校	他の公共施設の一部を活用して、分校（分教室）を設置する
	②遠隔合同授業等	・ ICT を活用した遠隔合同授業 ・ 複数の学校が連携して専科指導の充実を図る
	③加配職員の配置	国の加配や県単独加配等を活用しつつ、教育活動の充実や複式学級の解消に計画的に取り組む
校舎の増改築等	既存校舎に増築または改築	
	施設転用	
新設	新設校の設置	

出典：文部科学省「令和5年度 学校の適正規模・適正配置及びより良い教育環境の実現に向けた部局横断的な検討体制による学校施設に係る計画策定事例に関する調査報告書」を参考に作成

(4) 適正配置の実施に向けて

小規模校、大規模校の課題を解決し実現すべき教育環境を整えるためには、それぞれに適した対応があることから、学校ごとの児童生徒数推計や学校運営事情等を総合的に勘案し、次に示す手法を基に具体的な検討を進めます。

① 過小規模校から適正規模

過小規模校の課題を解決し、教育環境を整えるために、通学区域の見直しや学校選択制の導入等を行い学校規模の適正化を推進します。

通学区域の変更・弾力化等による小規模校の状態が解消しない場合は、学校統合の検討を行います。学校統合は、児童生徒、保護者、地域などへ与える影響が大きいことから理解と協力が得られるよう十分な検討のうえ慎重に調整を進めます。

■考えられる適正化手法と解決すべき課題

課題の種類 \ 手法	通学区域 の見直し	学校選択制 の導入	加配職員の 配置など	学校の統合
通学への配慮（安全性、遠距離者への支援、適切・弾力的な区域設定）	○			○
学校関係者、保護者、地域との連携	○	○		○
地域との関わり、拠点機能としての配慮	○	○		○
学校施設・整備面の配慮（公共施設管理を踏まえた適正化検討）				○
可能な限り早期かつ適切な情報提供	○	○	○	○
特別支援教育を受ける児童・生徒に対する適切な指導及び支援体制	○	○	○	○
学校選択制を利用する児童・生徒の人数予測が困難		○		
一定の集団規模が確保されず、デメリットが残る			○	
他校との距離、市全体での児童生徒数偏在の解消への配慮	○	○		○
コスト面			○	○

② 過大規模校から適正規模

適正規模を超える見込みのある学校については、短期的には特別教室や体育館の利用状況等を検証しつつ、増築や改修等により必要教室数を確保することで対応します。将来的にも学級規模が継続すると見込まれる場合には、支援策を講じた上で通学区域の変更を検討します。

これらの対策を講じても適正規模が確保できない場合には、学校の分離・新設を検討します。なお、分離新設を実施するための予定地の確保が困難な場合は、（近隣施設の一時占有など）その他の方策を柔軟に検討します。

■考えられる適正化手法と解決すべき課題

課題の種類 \ 手法	増築や改修等 による必要教室 数確保	通学区域 の見直し	学校選択制 の導入	新設校の設置 (分離新設)
通学への配慮(安全性、遠距離者への 支援、適切・弾力的な区域設定)		○	○	○
学校関係者、保護者、地域との連携		○	○	○
地域との関わり、拠点機能としての配慮	○	○	○	○
学校施設・整備面の配慮(公共施設管 理を踏まえた適正化検討)	○			○
可能な限り早期かつ適切な情報提供	○	○	○	○
特別支援教育を受ける児童・生徒に 対する適切な指導及び支援体制	○	○	○	○
学校選択制を利用する児童・生徒の 人数予測が困難			○	
過大規模校化が進む恐れが大きい	○			
他校との距離、市全体での児童生徒数 偏在の解消への配慮		○	○	○
コスト面	○			○

3. 中学校区ごとの今後の動向と方向性

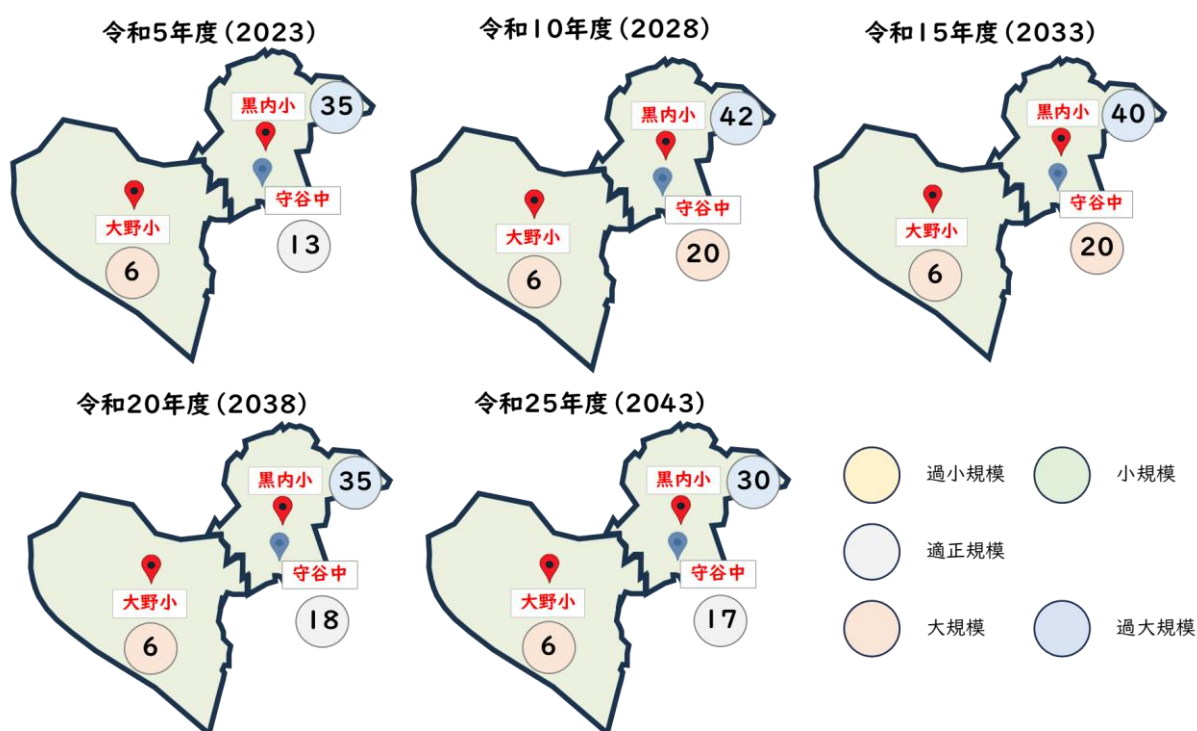
(1) 守谷中学校区

① 学級数の動向

将来の学級数では、黒内小学校においては今後も増加が継続し、5年後の令和10(2028)年度には42学級、10年後の令和15(2033)年度も40学級と過大規模校の状況が継続します。一方、大野小学校では現状の6学級のまま推移し小規模校の状況が継続しますが、令和16(2034)年度には全ての学年で1学級の人数が10人台となることを見込まれています。

また守谷中学校は、現在適正規模校となっていますが、令和10(2028)年度には20学級と大規模校化し、令和15(2033)年度も大規模校のままとすることが見込まれています。

■ 守谷中学校区における学級数の推計



② 適正配置の方向性

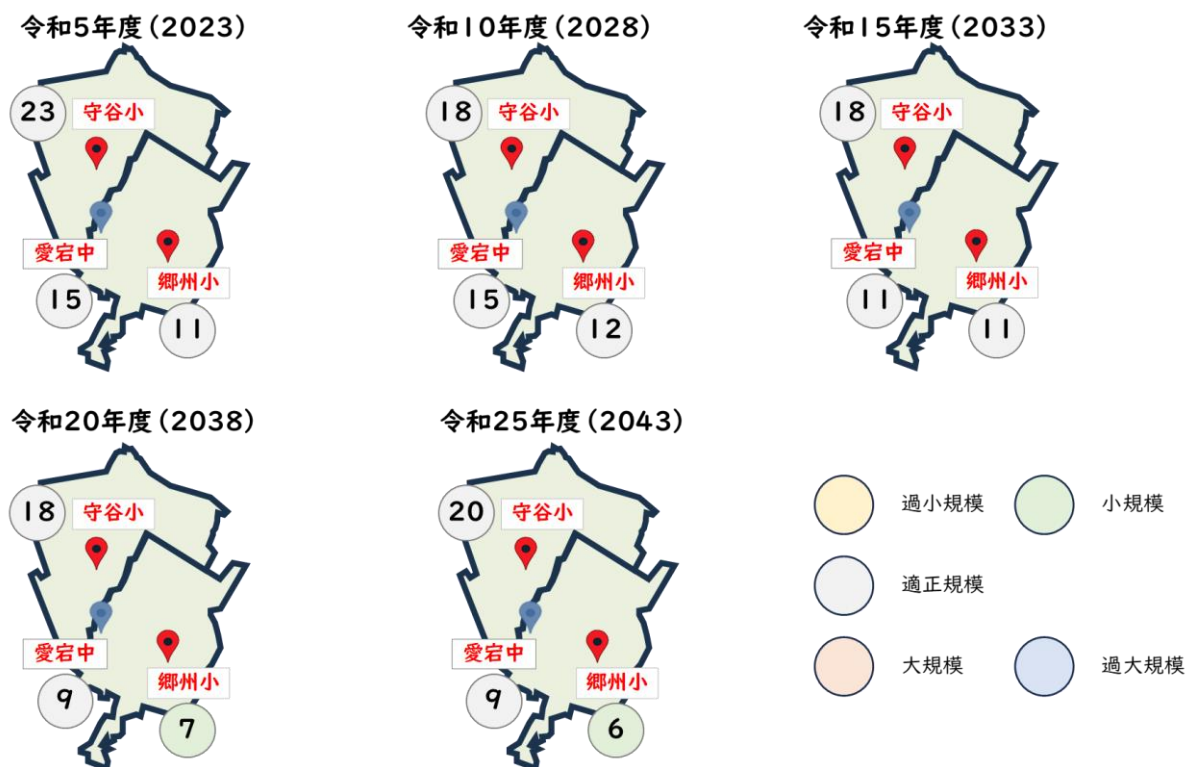
- 大野小学校においては、今後学級人数の推移を注意深く見守り、10年後に10人台前半になることを見込まれた段階で学校規模適正化方策について検討準備を始めます。
- 黒内小学校については、特定地域選択制度等の効果を検証しながら、通学区域の変更等を検討します。
- 守谷中学校では教室数の不足が生じる可能性があることから、今後学級数の推移を注意深く見守り、教室数の不足する可能性が高まった場合は、特別教室等の利用状況に配慮しながら、教室の増築または通学区域の変更を検討します。

(2) 愛宕中学校区

① 学級数の動向

愛宕中学校区では、令和5(2023)年度および今後10年間においては、全ての小中学校が適正規模校で推移することが見込まれます。

■愛宕中学校区における学級数の推計



② 適正配置の方向性

- 守谷小学校においては、守谷駅周辺地区のマンション開発などの状況を常に把握し、学級数の推移を注意深く見守っていく必要があります。
- 郷州小学校については、黒内小学校区の特定地域選択制度の効果を検証しながら、今後の学級数の推移を注意深く見守っていく必要があります。

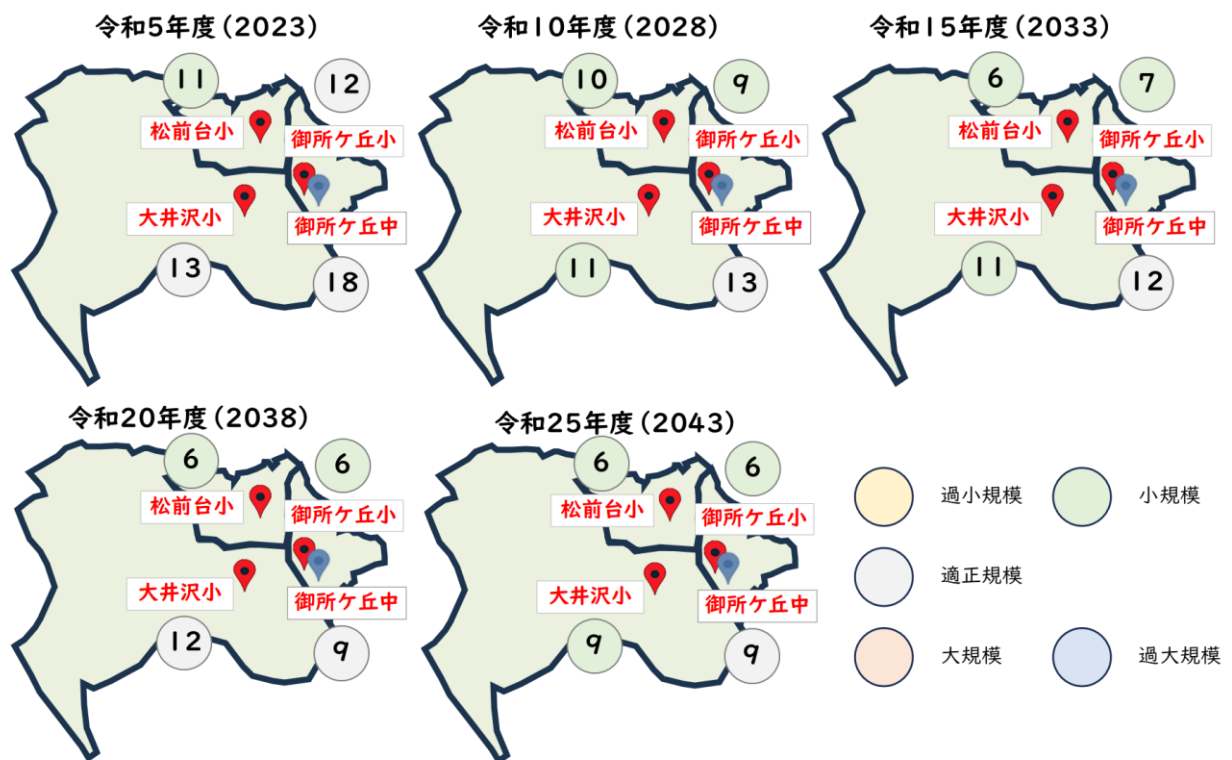
(3) 御所ヶ丘中学校区

① 学級数の動向

大井沢小学校および御所ヶ丘小学校では、令和 5 (2023) 年度においては適正規模校となっていますが、5 年後の令和 10 (2028) 年度には小規模校化します。また、現在小規模校である松前台小学校では、今後も学級数の減少が継続し、10 年後の令和 15 (2033) 年度には 6 学級にまで減少することが見込まれます。

御所ヶ丘中学校は、令和 5 (2023) 年度においては 18 学級で適正規模校となっており、10 年後の令和 15 (2033) 年度には 12 学級と学級数は減少しますが、適正規模は維持されることが見込まれます。

■御所ヶ丘中学校区における学級数の推計



② 適正配置の方向性

- 御所ヶ丘小学校においては、黒内小学校区の特定地域選択制度の効果を検証しながら、今後の学級数の推移を注意深く見守っていく必要があります。
- 松前台小学校においては、今後の学級数及び学級人数の推移を注意深く見守り、10 年後に 10 人台前半となることが見込まれた段階で適正化について検討を始める必要があります。

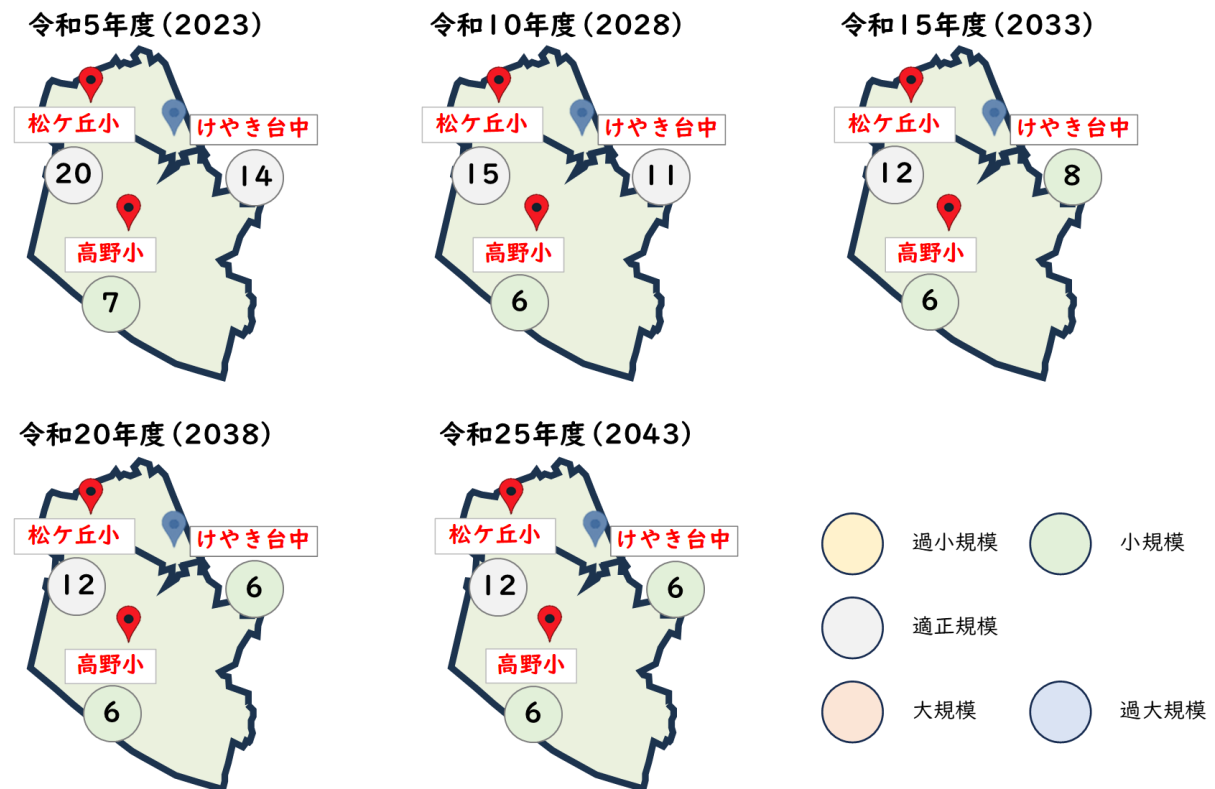
(4) けやき台中学校区

① 学級数の動向

松ヶ丘小学校では、令和 5(2023) 年度および今後 10 年間に於いて適正規模で推移することが見込まれます。一方、高野小学校では令和 5(2023) 年度の 7 学級から令和 6(2024) 年度以降は 6 学級のまま推移し小規模校の状況が継続しますが、令和 10(2028) 年度以降では 1 学級の人数が 10 人台となる学年が発生することが見込まれています。

けやき台中学校は、現在適正規模校となっていますが、10 年後の令和 16(2034) 年度には 8 学級と小規模校化することが見込まれます。

■ けやき台中学校区における学級数の推計



② 適正配置の方向性

- 高野小学校については、今後の学級数及び学級人数の推移を注意深く見守り、10 年後に 10 人台前半となることが見込まれた段階で適正化について検討を始める必要があります。
- けやき台中学校においては、今後の学級数及び学級人数を注意深く見守り、通学区域の見直しや学校選択制度の導入などを検討していく必要があります。

IV. 推進に向けて

1. 今後の検討の進め方

中長期的な視点による本市の学校規模適正化に向けた部局横断的な検討体制を構築します。

取り組みの推進にあたっては、児童生徒数の動向など関連する情報について積極的に発信し、保護者をはじめとした地域住民の方と情報を共有します。

2. 推進方法と体制

①守谷市通学区域審議会

本市小・中学校通学区域の適正化を期するため、教育委員会の諮問機関として設置します。

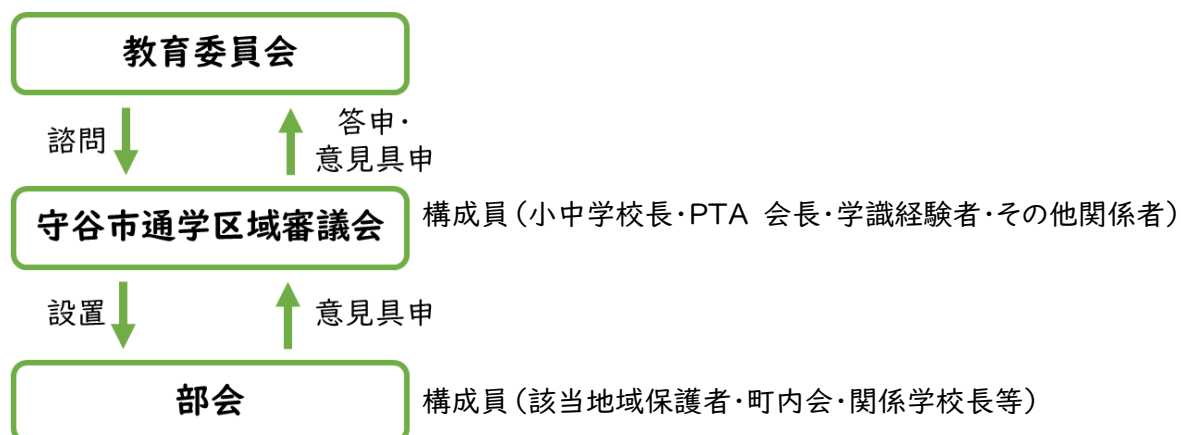
毎年度、各地域の状況を報告し、適正化策検討の必要性などについて審議していきます。

②部会の設置

学校規模適正化に向けた具体的な検討が必要となった際、地域の保護者や関係者、学校長等を構成員とした部会を設置します。

部会では、本市の適正配置方針に基づき、適正化策を協議していきます。

■推進体制



3. 留意事項

- ・ 適正配置の検討における児童・生徒への影響に最大限配慮します。
- ・ 地域との関わり、(避難場所など) 拠点機能としての役割を配慮します。
- ・ 適切な頻度で児童・生徒数推計を行い、将来の変化を把握するなかで、柔軟な対応を実施します。